

令和8年度島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業に係る委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業に係る委託業務

2 業務の目的

県内の放課後児童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。ただし、公立公営を除く。以下同じ。）における待機児童の解消や労務環境の改善、研修受講機会の確保による質の向上等のため、放課後児童クラブで不足する放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）第10条第3項に定める者をいう。以下「放課後児童支援員」という。）の確保を目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

（1）放課後児童支援員の確保

受託者は、放課後児童支援員を募集、選考し、派遣職員として自ら雇用する。ただし、本業務受託前に放課後児童支援員を雇用することを妨げない。

（2）放課後児童支援員の派遣

- 受託者は、別添様式1により放課後児童クラブから放課後児童支援員の派遣依頼を受けたときは、受託者が対応できる範囲において、放課後児童支援員の派遣を行う。

- 受託者は、放課後児童支援員の派遣を決定した場合は、放課後児童支援員を派遣する前に県が定める様式の写しを県に提出しなければならない。

（3）派遣後の支援

受託者は、派遣後の放課後児童クラブ及び放課後児童支援員へのフォロー活動を行い、派遣された放課後児童支援員が放課後児童クラブとの直接雇用につながるよう支援を行う。

（4）状況報告

- 受託者は、別添様式2により、各月の派遣実績を翌月10日までに県に報告しなければならない。

- 受託者は、年度末に、業務の成果に関する報告書を県に提出しなければならない。

- 受託者は、県が本業務に関連する資料の提出を求めたときは、特段の事情がある場合を除き、応じなければならない。

5 業務実施の要件・留意事項等

(1) 法令遵守

- ・受託者は、事業の実施にあたり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）その他労働関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、放課後児童支援員の派遣にあたっては、放課後児童支援員及び放課後児童クラブの合意を得て、放課後児童支援員との雇用契約及び放課後児童クラブとの労働契約を締結すること。

(2) 派遣の業務・期間等

- ・放課後児童支援員が従事する業務の内容は、放課後児童クラブにおける児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な業務とする。
- ・放課後児童クラブが本業務による放課後児童支援員の派遣を受けることができるのは、原則、1 施設あたり年間 1 回とするが、市町村からの協議をうけ県が適当と判断した場合は、この限りでない。また、ハローワークなど他の求人方法では放課後児童支援員を確保できない場合に限り、本業務による派遣を受けることができる。
- ・この業務における放課後児童支援員の派遣期間は、同一の放課後児童支援員につき 12 ヶ月を上限とする。ただし、放課後児童クラブとの契約により放課後児童クラブが派遣料を全額負担することを条件に、限度期間を超えて放課後児童支援員を継続して派遣することを妨げない。いずれの場合においても、労働者派遣法に抵触しない期間とする。

(3) 経費等

- ・放課後児童支援員との労働者派遣契約における派遣料は、県、市町村及び放課後児童クラブが負担することとし、その負担については次のとおりとする。

| | |
|-------|-------------|
| 県・市町村 | 放課後児童クラブ |
| 派遣管理費 | 放課後児童支援員人件費 |

①放課後児童支援員人件費

- ・この業務における放課後児童支援員人件費は次のとおりとし、放課後児童クラブが負担する。ただし、放課後児童支援員の確保のため必要な場合などには、県・市町村及び放課後児童クラブとの協議により放課後児童支援員人件費の単価を変更することができる。

[内容]放課後児童クラブとの労働者派遣契約に基づくこの業務における放課後児童クラブへの派遣期間に対して、受託者が放課後児童支援員に支払う時間単位の賃金（ただし、勤務場所への交通費は含まない）

②派遣管理費

- ・上記①に伴う派遣管理費は次のとおりとし、県、市町村が負担する。

[内容]放課後児童クラブとの労働者派遣契約に基づくこの業務における放課後児童クラブへの派遣期間に対する下記の費用

- ・法定福利費（厚生年金、社会保険、雇用保険、介護保険など）
 - ・有給休暇費用
 - ・諸経費（交通費、健康診断費用、検便費用、感染症予防接種費用、研修費用など）
 - ・広報費
 - ・事務手数料
- ・原則として、超過勤務は本業務の対象としない。
 - ・本業務の委託金額は、派遣管理費の時間単位の単価とし、放課後児童支援員の派遣実績に応じて、四半期ごとに県が市町村分を含めて、負担すべき額を受託者に支払うものとする。

（4）派遣対象となる放課後児童クラブ

県内市町村のうち、県が派遣管理費の負担について別途協定を締結する市町村に所在する放課後児童クラブとする。

6 その他

- ・島根県全域で業務を実施すること。
- ・事業計画、予算の執行管理等、業務の運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。
- ・業務の運営にあたっては、業務上知り得た情報を遺漏してはならない。
- ・放課後児童支援員及び放課後児童クラブの個人情報を適切に管理すること。
- ・受託者は、事業を円滑に実施するために、放課後児童クラブ及び県内市町村に対して労働者派遣制度を周知するとともに、県内の放課後児童クラブのニーズ把握及び県との情報共有等に努めること。
- ・5（4）の協定については、県と市町村が協議し、合意が得られた市町村から順次締結するものとする。
- ・本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議してこれを定めるものとする。